

京都府立盲学校花ノ坊校地校舎内清掃業務に係る入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年7月9日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
京都府立盲学校花ノ坊校地校舎内清掃業務 一式
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和3年8月1日から令和4年7月31日まで
- (4) 業務を行う場所等
京都市北区紫野花ノ坊町1
京都府立盲学校花ノ坊校地（高等部）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1
京都府立盲学校事務部
電話番号 (075)462-5083 FAX (075)462-5770
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
令和3年7月9日(金)から令和3年7月15日(木)までの間（土曜日及び日曜日を除く。）
交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「清掃業務」に登録されているものであること。
- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。

- (4) 本店、支店又は営業所等を京都市内に設置していること。
- (5) 過去2営業年度に、便所の清掃対象面積がおおむね150平方メートル以上の日常清掃及び日常巡回指導を12箇月以上継続して履行した実績があること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)に同じ。

(2) 提出場所等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)に同じ。

(3) 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参により提出すること。なお、郵送による提出は認めない。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和3年7月26日(月) 午後2時

イ 場所

京都市北区紫野大徳寺町27

京都府立盲学校大徳寺校地（幼小中学部）

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送及び電送等による入札は、認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載する金額は、令和3年8月1日から令和4年

7月31日までの総額とする。

また、落札に当たっては、入札書に記載された金額は予定月数に月額単価を乗じた当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる競争入札に参加する資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

京都府立盲学校花ノ坊校地校舎内清掃業務

(2) 履行場所

京都市北区紫野花ノ坊町1 京都府立盲学校

(3) 履行期間

令和3年8月1日～令和4年7月31日

(4) 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」による。

(5) 対象業務

日常清掃及び日常巡回清掃

清潔第一に心がけ、使用する清掃用具も他の箇所と区別を行い、さらに、衛生陶器等下用とそれ以外の上用とに分けて清掃を行うものとする。衛生陶器内の清掃においては、衛生陶器大や衛生陶器小の内側の隠れた部分、衛生陶器大の奥、衛生陶器小の目皿を取り除きトラップ内の洗浄を行うものとする。身体に触れる部分（衛生陶器小の金属部分や衛生陶器大の便座、便蓋等）においては、ウェス等で拭き上げを行うものとする。

また、便所床部分を水拭きののち、水分を拭きとるものとする。

2 共通事項

(1) 業務の範囲

本業務の範囲は、別紙「清掃面積等調書」のとおりとする。

(2) 業務日と作業時間帯

ア 日常清掃業務等

日常清掃及び日常巡回清掃の業務日と作業時間帯は次のとおりとする。

業務日：令和3年8月1日～令和4年7月31日の毎日

ただし、土曜日・日曜日、祝日法に基づく休日、夏季の休日（8月10日～16日）

及び年末年始の休日（12月28日～1月4日）を除く。

なお、学校行事等で作業日に変更になる場合は別途指示する。

業務時間帯：午前8時50分～正午

(3) 業務関係図書

ア 業務関係者届出書

業務責任者及び業務担当者について、次の事項について届け出ること。なお、代替要員を用いる等変更がある場合も同様とする。

① 業務責任者（氏名、資格・経験年数、主な業務経歴）

② 業務担当者名簿（氏名、資格・経験年数）

(4) 業務の記録、報告及び検査

ア 業務の記録、報告

作業の実施について、業務日報（1日の作業の実施・点検記録、施設管理担当者との打ち合わせ記録、その他必要な事項）を記録し提出する。

イ 完了検査

毎月の業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、業務の履行について検査を受ける。

(5) 業務責任者の資格等

ア 業務責任者の資格等

業務責任者は、業務経験3年以上程度の者を選任する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

イ 業務責任者の業務形態

非常駐（業務担当者が兼任する場合は常駐）

ウ 業務担当者の技術・技能の向上

受注者は、業務担当者の技術、技能の向上、業務に従事する者として守るべきルール及びマナーの向上を図るため、定期的に研修を実施すること。

(6) 受注者の負担及び支給材料

ア 負担の範囲

① 業務の実施に当たり必要となる清掃用資機材は、衛生消耗品のほか次に掲げるものを含め受注者の負担とする。ただし、業務の実施に必要な水道の使用料を除く。

- ・ ゴミ運搬、搬出用ゴミ袋
- ・ 汚物容器用ゴミ袋

② 衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹼等）はいつでも使用できるよう補充すること。

- ・ 衛生消耗品は下記の仕様のものを使用すること

トイレットペーパー：古紙パルプ配合率100%で日本工業規格（J I S）P4501の規定のうち、坪量、破裂強さ、ほぐれやすさ、形状に適合していること。また、蛍光増白剤を使用していないこと。

水石鹼：無香料、純植物性石鹼で消毒効果があり、適正濃度であること。

③ 水道を使用する場合は、極力節約に努めること。

イ 支給材料等

次の用具等は、貸与する。

- ・ 腕章（毎日作業開始時に貸与するので作業中は必ず装着し、作業終了時に返却すること。）

(7) 敷地内施設の利用

本業務を実施するため、体育館前にある倉庫を控え室及び資材置き場として無償で使用する。

(8) 注意事項

ア 受注者は、清掃の履行状況により、本校職員から補正を命じられたときは、遅滞なく作業員に対し改善指導を行うとともに、清掃業務のやり直しを行うこと。

なお、事態が好転していないと本校職員が判断したときは、現場責任者を含めた作業員の早急な入れ替えに対応すること。

イ 受注者は、業務関係者に作業衣等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。

ウ 作業実施に当たっては視覚に障害のある生徒及び教職員が在籍する学校であるということを十分に認識し、特に安全に配慮すること。また、火災、盗難その他の事故が発生することのないよう十分注意すること。

エ 作業実施中に建物・備品等を損傷したときは、直ちに報告し、学校の指示に従うこと。